

内閣参質一八六第八九号

平成二十六年五月十三日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員福島みづほ君提出原子力発電所の耐震安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員福島みづほ君提出原子力発電所の耐震安全性に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「国会事故調が指摘している、原発における従前の耐震設計（基準地震動想定）の誤り」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねについては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の六第一項第四号の規定に基づき定められている実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）等（以下「新規制基準」という。）においては、基準地震動の策定に当たり、例えば、原子力発電所の敷地の地下構造を三次元的に把握することや、複数の活断層の連動性について考慮することを求めることとしたところである。

五について

御指摘の「原子力規制委員会が、基準地震動について平均からどれだけのずれを見込むかについて行つ

て いる 判 断」 の 意味 す る と こ ろ が 必 ず し も 明 らか で は な い が、 新 規 制 基 準 に 係 る 適 合 性 審 査 に つ い て は、 原 子 力 規 制 委 員 会 に お い て、 専 門 的 な 知 見 に 基 づ き 中 立 公 正 な 立 場 で 嚴 格 に 実 施 し て い る。